

製材等の認証工場を希望する皆さんへ
(認証業務規程第20条第1項に関する事項)

一般社団法人全国木材検査・研究協会

一般社団法人全国木材検査・研究協会（以下「全木検」という。）は、製材又は
枠組材の J A S 認証の取得を希望する認証申請者に対し、認証に関する手続き、
全木検の要求事項、認証等に係る費用、標準審査期間、認証申請者の権利・義務
その他認証に関する必要な情報を文書で提供しています。

下記の中から提供を希望するものをお申出下さい。

記

1. 認証の手続き
 - 1-1 製材等 J A S 認証の取得について
 - 1-2 全木検の権限についての情報及び認証業務に使用する熟語等の解説
 - 1-3 農林水産省告示
 - ・製材についての取扱業者の認証の技術的基準
 - ・枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての取
扱業者の認証の技術的基準
2. 認証申請者の適格要件と認証工場の義務
 - 2-1 認証申請者の適格要件
 - 2-2 認証工場等が行うべき義務
3. 認証に当たっての費用及び納入方法について
4. 認証申請者の権利・義務
認証申請の取下げと認証申請者の苦情及び異議申立てについて
5. 認証に際し認証事業者の遵守すべき事項
6. 認証工場等に必要な品質管理者等資格者と資格者研修について

以上